

著作権法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)	(第一条関係)	1
○著作権法(第二条関係)		3
○著作権法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十九号)		20
○著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)		21
○著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号)		22
○著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)		23
○著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第百十二号)		25
○著作権法の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十二号)		27

著作権法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（著作隣接権の制限） 第百二条 （略） 2 （略） 3 著作隣接権の目的となつてゐる実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。）において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。 4 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。）を受けない場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有す	（著作隣接権の制限） 第百二条 （同上） 2 （同上） （新設） （新設）

る者に相当な額の補償金を支払わなければならない。	
5 前二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐるレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替へるものとする。	(新設)
6 (略)	3 (同上)
7 (略)	4 (同上)
(実演家人格権との関係) 第百二条の二 前条の著作隣接権の制限に関する規定(同条第五項及び第六項の規定を除く。)は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。	(実演家人格権との関係) 第百二条の二 前条の著作隣接権の制限に関する規定(同条第三項の規定を除く。)は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇七 （略） 七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（<u>電気通信設備</u>で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。 八〇二十三 （略） 二〇九 （略） 第四款 映画の著作物の著作権の帰属 第二十九条 （略） 2 専ら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇七 （同上） 七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（<u>有線電気通信設備</u>で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。 八〇二十三 （同上） 二〇九 （同上） 第四款 映画の著作物の著作権の帰属 （映画の著作物の著作権の帰属） 第二十九条 （同上） 2 もっぱら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事

に帰属する。 一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する権利 二 （略）	業者に帰属する。 一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物を有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達する権利 二 （同上）
3 （略） （学校教育番組の放送等） 第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。以下同じ。）において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。	3 （同上） （学校教育番組の放送等） 第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、又は有線放送し、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

2 (略)		
(点字による複製等)		
第三十七条 (略)		
2 (略)	3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、公表された著作物について、専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公衆送信(送信可能化を含む。以下この項において同じ。)の用に供するために録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる。	
(聴覚障害者のための自動公衆送信)		
第三十七条の二 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。以下この条において同じ。)について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該放送され、又は有線放送される著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。		
(営利を目的としない上演等)		
2 (同上)		
(点字による複製等)		
第三十七条 (同上)		
2 (同上)	3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。	
(聴覚障害者のための自動公衆送信)		
第三十七条の二 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。		
(営利を目的としない上演等)		

第三十八条 (略)

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

3 放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。）は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家乗用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

4・5 (略)

(時事問題に関する論説の転載等)

第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上的時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものを除く。）は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の

第三十八条 (同上)

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送することができる。

3 放送され、又は有線放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家乗用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

4・5 (同上)

(時事問題に関する論説の転載等)

第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上的時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものを除く。）は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送することができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

表示がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

(政治上の演説等の利用)

- 第四十条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条第一項において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

- 2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

- 3 前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される演説又は陳述は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

- 2 前項の規定により放送され、又は有線放送される論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

(政治上の演説等の利用)

- 第四十条 公開して行なわれた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行なう審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

- 2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送することができる。

- 3 前項の規定により放送され、又は有線放送される演説又は陳述は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

(裁判手続等における複製)

第四十二条 (略)

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいう。)に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事(医療機器(薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第二条第四項に規定する医療機器をいう。))に関する事項を含む。以下この号において同じ。)に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

(保守、修理等のための一時的複製)

第四十七条の三 記録媒体内蔵複製機器(複製の機能を有する機器であつて、その複製を機器に内蔵する記録媒体(以下この条において「内蔵記録媒体」という。))に記録して行うものをいう。次項において同じ。)の保守又は修理を行う場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録することができる。

(裁判手続等における複製)

第四十二条 (同上)

(新設)

(新設)

2 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこれを同種の機器と交換する場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同種の機器の内蔵記録媒体に記録することができる。 3 前二項の規定により内蔵記録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した者は、これらの規定による保守若しくは修理又は交換の後には、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない。	
第四十七条の四 (略) (出所の明示) 第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。 一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合 二 第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用する場合	第四十七条の三 (同上) (出所の明示) 第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。 一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合 二 第三十四条第一項、第三十七条の二、第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用する場合

三 (略)	三 (同上)
2・3 (略) (複製物の目的外使用等) 第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。	2・3 (同上) (複製物の目的外使用等) 第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。
一・二 (略) 三 第四十七条の二第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)若しくは第四十七条の三第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録された著作物の複製物を頒布し、又はこれらの複製物によつてこれらの著作物を公衆に提示した者	一・二 (同上) 三 第四十七条の二第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者
四 第四十七条の二第二項又は第四十七条の三第三項の規定に違反してこれらの規定の複製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)を保存した者	四 第四十七条の二第二項の規定に違反して同項の複製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)を保存した者
2 (略)	2 (同上)
(著作物の放送) 第六十八条 (略)	(著作物の放送) 第六十八条 (同上)
2 前項の規定により放送される著作物は、有線放送し、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線	2 前項の規定により放送される著作物は、有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送又は伝達を行う者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の

に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。」を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送、自動公衆送信又は伝達を行う者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十六条並びに四十七条の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十五条第一項及び第四十二条第一項中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と読み替へるものとする。

2 (略)

(著作隣接権)

第八十九条 実演家は、第九十条の二第一項及び第九十条の三第一項に規定する権利（以下「実演家人格権」という。）並びに第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十二条の二第二項、第九十五条

適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十六条並びに四十七条の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十五条第一項及び第四十二条中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と読み替へるものとする。

2 (同上)

(著作隣接権)

第八十九条 実演家は、第九十条の二第一項及び第九十条の三第一項に規定する権利（以下「実演家人格権」という。）並びに第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十二条の二第二項、第九十五条

の二第一項及び第九十五条の三第一項に規定する権利並びに第九十四条の二及び第九十五条の三第三項に規定する報酬並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

2～5 (略)

6 第一項から第四項までの権利（実演家人格権並びに第一項及び第二項の報酬及び二次使用料を受ける権利を除く。）は、著作隣接権という。

（放送される実演の有線放送）

第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。次条第一項において同じ。）を受けない場合を除く。）には、当該実演（著作隣接権の存続期間内のものに限り、第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。）に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。

（商業用レコードの二次使用）

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者（以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。）は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受

の二第一項及び第九十五条の三第一項に規定する権利並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料及び第九十五条の三第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

2～5 (同上)

6 第一項から第四項までの権利（実演家人格権並びに第一項及び第二項の二次使用料及び報酬を受ける権利を除く。）は、著作隣接権という。

（新設）

（商業用レコードの二次使用）

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者（以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。）は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合（当該放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行った場合を除く。）

信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、当該実演（第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作権隣接権の存続期間内のものに限り。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2～14（略）

（商業用レコードの二次使用）

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。）を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、そのレコード（第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作権隣接権の存続期間内のものに限り。）に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2～4（略）

（著作権隣接権の制限）

第二百二条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十四条（第二項を除く。）並びに第四十七条の三の規定は、著作権隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条

には、当該実演（第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作権隣接権の存続期間内のものに限り。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2～14（同上）

（商業用レコードの二次使用）

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合（当該放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行つた場合を除く。）には、そのレコード（第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作権隣接権の存続期間内のものに限り。）に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2～4（同上）

（著作権隣接権の制限）

第二百二条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の二まで並びに第四十四条（第二項を除く。）の規定は、著作権隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十

第二項及び第四十七條の四の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第四十四條第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同條第一項中「第二十三條第一項」とあるのは「第九十二條第一項、第九十九條第一項又は第百條の三」と、第四十四條第二項中「第二十三條第一項」とあるのは「第九十二條第一項又は第百條の三」と読み替へるものとする。

2 (略)

3 著作隣接権の目的となつてゐる実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九條の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

4 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、第一項において準用する第三十八條第二項の規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る第九十二條の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

七條の三の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第四十四條第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同條第一項中「第二十三條第一項」とあるのは「第九十二條第一項、第九十九條第一項又は第百條の三」と、第四十四條第二項中「第二十三條第一項」とあるのは「第九十二條第一項又は第百條の三」と読み替へるものとする。

2 (同上)

3 著作隣接権の目的となつてゐる実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第三十二號）第二條の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第三十一號）第十四條第三項第三号に規定する放送区域をいう。）において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九條の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

4 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問はず、実演の提示につき受ける対価をいう。）を受けない場合を除き、当該実演に係る第九十二條の二第一項に規定する権利を有す

5 (略)	る者に相当な額の補償金を支払わなければならない。
6 第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を放送し、又は有線放送することができるときには、その著作物の放送若しくは有線放送について、これを受信して有線放送し、若しくは影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達し、又はその著作物の放送について、これを受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）を行うことができる。	6 第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を放送し、又は有線放送することができるときには、その著作物の放送又は有線放送を受信してこれを有線放送し、又は影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達することができる。
7 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。	7 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。
一・二 (略) 三 第一項において準用する第四十七条の三第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者	一・二 (同上) (新設)
四 第一項において準用する第四十七条の三第三項の規定に違反して同項の複製物を保存した者	(新設)

(侵害とみなす行為) 第百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。 一 (略) 二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて所持し、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて所持する行為	(侵害とみなす行為) 第百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。 一 (同上) 二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を情を知つて頒布し、又は頒布の目的をもつて所持する行為
2・3 (略) 4 第九十四条の二、第九十五条の第三項若しくは第九十七条の第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権者（次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」とする。 5・6 (略)	2・3 (同上) 4 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料又は第九十五条の第三項若しくは第九十七条の第三項に規定する報酬を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権者（次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」とする。 5・6 (同上)
第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた	第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権

者、第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第百十三条第三項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）

二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

三 第百十三条第一項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

四 第百十三条第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

第百二十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行

を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）

二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

第百二十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行

為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。	為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
一 第一百十九条第一項若しくは第二項第三号若しくは第四号又は第一百二十二条の二第一項 三億円以下の罰金刑	一 第一百十九条第一号（著作者人格権又は実演家人格権に係る部分を除く。）又は第一百二十二条の二第一項 一億五千万円以下の罰金刑
二 第一百十九条第二項第一号若しくは第二号又は第一百二十条から第一百二十二条まで 各本条の罰金刑	二 第一百十九条第一号（著作者人格権又は実演家人格権に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第一百二十条から第一百二十二条まで 各本条の罰金刑
2・3 （略）	2・3 （同上）
4 第一項の規定により第一百十九条第一項若しくは第二項又は第一百二十二条の二第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。	（新設）
附 則	附 則
（適用範囲についての経過措置）	（適用範囲についての経過措置）
第二条 （同上）	第二条 （同上）
2 （同上）	2 （同上）
3 この法律の施行前に行われた実演（新法第七条各号のいずれかに該当するものを除く。）又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）でこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに	3 この法律の施行前に行われた実演（新法第七条各号のいずれかに該当するものを除く。）又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）でこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに

については、新法第七条及び第八条の規定にかかわらず、著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十四条の二、第九十五条、第九十五条の三第三項及び第四項、第九十七条並びに第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）を適用する。

（自動複製機器についての経過措置）

第五条の二 著作権法第三十条第一項第一号及び第百十九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

については、新法第七条及び第八条の規定にかかわらず、新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条、第九十五条の三第三項及び第四項、第九十七条並びに第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。附則第十五条第一項において同じ。）を適用する。

（自動複製機器についての経過措置）

第五条の二 新法第三十条第一項第一号及び第百十九条第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

○著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附則 1 （略） （経過措置） 2 改正後の著作権法中著作隣接権に関する規定は、この法律の施行前にその音が最初に固定された著作権法<u>第八条第六号</u>に掲げるレコードについては、適用しない。	附則 1 （同上） （経過措置） 2 改正後の著作権法中著作隣接権に関する規定は、この法律の施行前にその音が最初に固定された改正後の著作権法<u>第八条第三号</u>に掲げるレコードについては、適用しない。

○著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1・2 （略） （有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権についての経過措置） 3 著作権法中有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた有線放送又はその有線放送において送信された実演（同法第七条第一号から第三号までに規定する実演に該当するものを除く。）については、適用しない。	附 則 1・2 （同上） （有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権についての経過措置） 3 <u>改正後の</u>著作権法中有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた有線放送又はその有線放送において送信された実演（同法第七条第一号から第三号までに規定する実演に該当するものを除く。）については、適用しない。

○著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律四十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1～3 （略） （国内に常居所を有しない外国人であった実演家についての経過措置） 4 著作権法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものについては、適用しない。ただし、著作権法の施行前に行われた実演で同法の施行の際現に旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権が存するものに係る実演家については、この限りではない。	附 則 1～3 （同上） （国内に常居所を有しない外国人であった実演家についての経過措置） 4 新法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものについては、適用しない。ただし、著作権法の施行前に行われた実演で同法の施行の際現に旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権が存するものに係る実演家については、この限りではない。

○著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律六十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 (略) (経過措置) 2 著作権法第九十五条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項第二号において「平成元年改正法」という。）の施行前に行われた著作権法第七条第五号に掲げる実演については、適用しない。 3 著作権法第九十七条の三の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。 一 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（次号及び附則第五項第三号において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うレコード（著作権法第八条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）であって著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）の施行前にその音が最初に固定されたもの 二 著作権法第八条第三号に掲げるレコード（レコード保護条約により我が国が保護の義務を負うものを除く。）であって平成元年	附 則 1 (同上) (経過措置) 2 改正後の第九十五条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項第二号において「平成元年改正法」という。）の施行前に行われた第七条第五号に掲げる実演については、適用しない。 3 改正後の第九十七条の三の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。 一 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（次号及び附則第五項第三号において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うレコード（第八条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）であって著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）の施行前にその音が最初に固定されたもの 二 第八条第三号に掲げるレコード（レコード保護条約により我が国が保護の義務を負うものを除く。）であって平成元年改正法の

改正法の施行前にその音が最初に固定されたもの 4 ゝ 6 (略)	施行前にその音が最初に固定されたもの 4 ゝ 6 (同上)
--	---

○著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第百十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 （略） （著作権隣接権に関する規定の適用） 2 第一条の規定による改正後の著作権法（以下「新法」という。） 第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実 演に該当するものを除く。）で次に掲げるもの又は同条第五号に掲 げる実演で次に掲げるものに対する著作権法中著作権隣接権に関する 規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用に ついては、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六 十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法 律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び 著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。附則第 四項において「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、 適用しない。 一〇三 （略） 3 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内	附 則 1 （同上） （著作権隣接権に関する規定の適用） 2 第一条の規定による改正後の著作権法（以下「新法」という。） 第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実 演に該当するものを除く。）で次に掲げるもの又は同条第五号に掲 げる実演で次に掲げるものに対する新法中著作権隣接権に関する規定 （第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用につい ては、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四 号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第 四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作 権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。附則第四項 において「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、適用 しない。 一〇三 （同上） 3 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内

に常居所を有しない外国人であったものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。 4 次に掲げるレコードに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。 一 （略） 二 著作権法第八号第五号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（附則第六項において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うもの 5 6 （略）	に常居所を有しない外国人であったものに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。 4 次に掲げるレコードに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）附則第二項、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。 一 （同上） 二 新法第八号第四号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（附則第六項において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うもの 5 6 （同上）
---	--

○著作権法の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十二号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
附 則 1～3 (略) 4 次に掲げるレコードに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十七条及び第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。) ()の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。 一～二 (同上) 5～8 (略)	附 則 1～3 (同上) 4 次に掲げるレコードに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十七条及び第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。) ()の適用については、<u>著作権法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十九号)附則第二項、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。</u> 一～二 (同上) 5～8 (同上)